

農業雇用労働力対策就業環境整備事業（県単）

- 高齢者、女性、障害者等を含めた多様な人材の確保や定着のためには、魅力ある職場環境づくりが必要です。
- 農業労働力の安定的な確保を図るため、被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備の支援を行います。
- 令和5年度より雇用者の確保のために必要となる居住施設を整備する場合に助成するメニューを新設しました。

事業予算：11,000千円（県費）（①2,000千円、②9,000千円）

実施主体：農業法人又は農業者（いずれの場合も認定農業者であること）

補助対象：新たに雇用をすることを前提に就業環境を改善するための施設を整備する際に要する経費

- ①休憩施設、更衣室、トイレ、シャワー施設、バリアフリー施設
- ②雇用者の居住施設の整備

補助率：1/3以内（法人でない個人経営体は1/4以内）

補助上限：① 500千円
②3,000千円

採択要件：事業完了後3年以内に、新たに人材を雇用する見込みがあること
※事業完了年度の翌年度から3年間、利用状況及び雇用状況の報告が必要です。

事業手順：市町村に事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否を決定、要望が予算額を上回った際には、ポイント制により上位から採択します。
なお、県からの補助金は市町村を經由し交付するため、市町村における予算措置が必要です。

○問合せ先

千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

電話043-223-2905